

消防広報119

FIRE EMS RESCUE

No.95 2019. 4. 1

編集発行

十和田地域広域事務組合消防本部
〒034-0082

十和田市西二番町7-10

TEL 25-4 1 1 1

FAX 25-4 1 1 7



春の火災予防運動 4月8日(月)～4月14日(日) 4月22日(月)～4月28日(日)※湖畔地区

十和田市現代美術館で火災想定訓練実施のため 交通規制を行います

訓練実施日 : 平成31年4月10日(水)
交通規制時間 : 17時30分～18時30分

※車両は、右図のとおり通行止めとなります。

※歩行者は、付近の交通整理員の指示に従って
通行してください。

《問い合わせ先》十和田消防署 警防係 TEL 25-4115



未来まで 幸せつなごう！ 火の点検

十和田地区防火標語

消防協力者表彰

平成30年秋に十和田市で発生した火災に際し、消防署への通報や迅速的確な初期消火・避難誘導を行い、火災の延焼拡大を防いだ功績を称え、平成31年2月6日に消防協力者表彰を行いました。ご協力ありがとうございました。

【協力者・協力団体名（順不同）】

- ・有限会社 悪原钣金塗装 様
- ・附田麻衣子 様 ・鳥谷部 勲 様
- ・中渡 力也 様 ・布施 貴樹 様



奥左から十和田消防署長、中渡さん、悪原さん
手前左から布施さん、鳥谷部さん、附田さん

消防活動の協力に関する協定

当消防本部は、平成30年10月1日に、15の団体等と「消防活動の協力に関する協定」を締結しました。これは、多種多様な災害現場で、迅速に人命救助を行い早期に災害を終息させることができるよう、民間事業所や団体の協力（重機、コンクリートミキサ一車、船舶、ドローンの協力、必要な物資の供給等）を得るためのものです。なお、これまでも青森県・稲生川土地改良区・十和田地区清掃業者連絡協議会と消火用水に関する協定を、十和田ガス株式会社と「ガス漏れ及び爆発事故対策に関する協定」を締結しております。

今後、地域住民のため、あらゆる災害の被害軽減に向けて全力で取り組んでまいります。

消防活動への協力団体・企業との協定締結式

(重機等) (船舶) (ドローン) (消火用水) (物資) 十和田地域広域事務組合



◆協定を締結した事業所・団体名（順不同）◆

【重機等】

- ・十和田市建設業協会
- ・六戸町防災協議会
- ・一般社団法人
十和田湖国立公園協会
- ・一般社団法人
青森県解体工事業協会県南支部
- ・一般社団法人
日本建設機械レンタル協会青森支部
- ・株式会社 北上クレーン工業
- ・有限会社 名久井重機
- ・有限会社 盛田クレーン



【船舶】

- ・十和田湖増殖漁業協同組合



【無人航空機】

- ・ドローンイノベーションネットワーク

【消火用水】

- ・十和田地区生コンクリート協同組合

【物資の供給】


- ・イオンスーパーセンター株式会社
- ・株式会社 スーパーカケモ
- ・株式会社 ユニバース
- ・青森県石油商業組合上十支部



風水害から身を守る!!


近年、台風や豪雨によって大規模な風水害が発生し、土石流や地すべりなどで多くの人命や財産が失われています。

これらの風水害から身を守るには、自らが気象情報や避難情報（避難指示・避難勧告・避難準備等）を積極的に収集し、危険が迫る前に早め早めの避難をすることが重要です。



五つの備え

- ☆ 避難場所や避難経路を確認しておく
- ☆ 家族で災害の時にやるべき事を話し合っておく
- ☆ 普段から気象情報に耳を傾ける
- ☆ 近くの水路や斜面など危険がある場所を把握する
- ☆ 防災用品や備蓄食料を準備し、定期的に確認する



山火事を防止しましょう

春先は、雪解けで燃えやすい枯れ草等が露出する、空気が乾燥する、風が強いなど山火事が発生しやすい条件がそろうため、特に注意が必要です。

次のことを守り、山火事を起こさないようにしましょう。

- ・ 枯れ草等燃えやすいものがある場所では、火入れやたき火はしない。
- ・ バーベキューなど火を使う際は、消火用の水を必ず用意し、終わったら完全に火を消す。
- ・ タバコの吸い殻は、絶対に捨てない。



日々の訓練から

十和田中央モータースクール教習コースをお借りして、消防車両の運転訓練や事故車両からの救出訓練を行いました。



運転訓練中のはしご車（全長11メートル）

携帯電話に通信障害が発生した時はどうする？

通信障害で携帯電話から119番通報が出来ない場合は、次の方法で通報してください。

119番通報は

- ・ 固定電話から通報する。
- ・ お使いの携帯電話会社以外の携帯電話で通報する。
- ・ 公衆電話から通報する。

使える電話が無い時は

- ・ 最寄の消防署へ駆け込む。



優秀賞受賞!

平成31年2月8日に行われた「第42回青森県消防職員意見発表会」で、当消防本部代表の瀧澤洋光消防副士長が「命を繋ぐ腕時計」と題し、近年普及が目覚ましいスマートウォッチを活用した人命救助についての意見を発表し、優秀賞を受賞しました。



受賞した瀧澤洋光消防副士長（左）

違反対象物の 公表制度が 始まります！



★違反対象物の公表制度とは??

建物利用者が、自ら火災危険性に関する情報を入手することで、安心して建物を利用できるよう、消防法令に関する重大な違反のある管内の建物を、情報公開制度の一環としてホームページで公表する制度です。

【公表開始日】

平成32年(2020年)4月1日

【公表対象建物】

特定用途防火対象物(店舗・ホテルなどの不特定多数の方が利用する建物、病院・福祉施設などの一人で避難することが困難な方が利用する建物)のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず設置されていないもの。

【公表方法】

立入検査により違反を確認し、結果を通知した日から14日を経過しても、同一の違反が認められる場合に、十和田地域広域事務組合消防本部のホームページに掲載する。

【公表する内容】

①建物の名称 ②建物の所在地 ③法令違反の内容

平成31年度(2019年度)各種講習会のお知らせ

講習名	種別	実施日	受付期間	会場	問い合わせ先
消防設備士講習	消火設備(第1・2・3類)	10月23日(水)	9月13日～9月27日	青森市	一般社団法人 青森県消防設備保守協会 TEL 017-757-8220
	警報設備(第4・7類)	10月24日(木)			
	避難設備・消火器(第5・6類)	10月25日(金)			
	消火設備(第1・2・3類)	11月6日(水)	9月19日～10月2日	八戸市	
	警報設備(第4・7類)	11月7日(木)			
	避難設備・消火器(第5・6類)	11月8日(金)			
危険物取扱者保安講習	給油取扱所・一般	6月18日(火)	5月22日～6月4日	五所川原市	一般社団法人 青森県消防設備保守協会 TEL 017-757-8220
		6月27日(木)	5月29日～6月11日	むつ市	
		7月11日(木)	6月12日～6月25日	弘前市	
		7月25日(木)	6月25日～7月9日	三沢市	
		8月22日(木)	7月10日～7月23日	八戸市	
		9月5日(木)	7月23日～8月6日	青森市	
消防設備点検資格者講習(資格取得)	第1種	10月1日(火)～3日(木)	8月20日～9月3日	青森市	十和田地域広域事務組合 消防本部予防課 TEL 0176-25-4113
	第2種	10月8日(火)～10日(木)			
消防設備点検資格者再講習	第1種	11月26日(火)	9月25日～10月8日	青森市	
	第2種	11月27日(水)			
防火管理講習	甲種防火管理新規講習	7月3日(水)・4日(木) ※2日間受講	十和田市及び六戸町に居住若しくは勤務されている方 6月3日～6月7日	十和田市	
			すべての方 6月10日～6月11日		

消防団員募集のお知らせ

十和田市・六戸町の消防団では、消防団員を募集しています。

入団の資格要件は次のとおりです。

- ・当該消防団の区域内に居住又は勤務する方
- ・年齢18歳以上の方
- ・郷土愛にあふれる方

【消防団に関する問い合わせ先】

十和田市消防団 ☎58-0130

(消防本部警防課 消防団係)

六戸町消防団 ☎55-3111

(六戸町総務課 消防団係)

募集中!



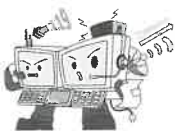
問い合わせ先

【災害に関する問い合わせ先】

・消防テレホンガイド ☎22-9922

・六戸町防災無線テレホンガイド ☎55-4466

・救急医療情報(当番医紹介など) ☎23-4999



【十和田地域広域事務組合】

・消防本部(代表) ☎25-4111

・消防本部予防課 ☎25-4113

・十和田湖消防署 ☎72-2241

・湖畔出張所 ☎75-1011

・消防本部警防課 ☎25-4112

・十和田消防署 ☎25-4115

・六戸消防署 ☎55-2016

【消防情報サイト】はこちら

十和田地域広域事務組合ホームページ

検索

